

浜須賀小学校 P T A 規約

(保護者と教職員の会)

茅ヶ崎市立浜須賀小学校
2026年1月改訂

茅ヶ崎市立浜須賀小学校 P T A (保護者と教職員の会) 規約

第1章 名称

第1条 この会は、茅ヶ崎市立浜須賀小学校 P T A (保護者と教職員の会) と称します。
第2条 この会の本部は、茅ヶ崎市立浜須賀小学校に置く。

第2章 目的および活動

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭・学校・社会における児童の成長を助け、あわせて会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とします。
第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動をします。
1. 児童の成長を助けるために、家庭と学校の緊密な連絡をはかります。
2. 児童の生活環境をよくするように努めます。
3. 学校と地域の教育活動が円滑に行われるよう努力します。
4. その他、この会の目的達成に必要な活動に努めます。

第3章 方針

第4条 この会は、あくまで教育のための自立した民主的団体として、次の方針に従います。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力しますが、干渉は受けません。
2. 特定の政党や思想、宗教等にかたよることなく、また営利だけを目的とするような行為はしません。
3. この会、またはこの会の会員の名で、公私の選挙の立候補者を出すこと、推薦することをしません。
4. 学校の人事、その他の管理には干渉しません。

第4章 会員

第5条 この会の会員は、本校の児童の保護者および本校の教職員をもって構成し、会員資格は任意の申込みをして頂きます。(退会の場合は申請を要す)
第6条 この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有します。
第7条 この会の会員は、市 P T A 連絡協議会、県 P T A 協議会の会員となります。

第5章 会計

第8条 この会の経費は、会費およびその他の収入によって賄います。
第9条 会費は1家庭につき年度当初に年額 2000 円を一括納入することとします。
転入家庭についても同様に、転入時に 2000 円を一括納入することとします。
1月以降の転入家庭においては、当該年度の納入は不要とします。
年度途中での返金は、いかなる理由でも不可とします。
第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わります。

第6章 本部役員および会計監査

第11条 この会の本部役員(以下、役員という)および会計監査は、次のとおりです。

役員：会長 1名 (保護者)
会計 2名以上 (保護者、教職員)
会計監査 2名 (保護者、教職員)
その他役員 数名

次年度の役員数は、役員にて決定します。

第12条 役員および会計監査委員の任期
役員および会計監査の任期は1年とし、会計監査委員は他の委員を兼任することはできません。
第13条 役員に欠員が生じたときは、必要に応じて全会員にはかり、これを補充します。
任期は前任者の残任期間とします。

- 第14条 役員および会計監査委員の仕事は次のとおりです。
1. 会長は会を代表し、会務を総括します。
 2. その他役員は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代行します。
また、この会の活動内の重要な事項を記録し、その庶務を行います。
 3. 会計は、この会のすべての会計事務処理と財産の管理を行います。
 4. 会計監査は会計を監査します。
- 第15条 校長および教頭は、学校運営の責任者として、すべての会合に出席して意見を述べることができます。
但し、選考委員会および会計監査委員会の会合を除きます。

第7章 総会

第16条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関です。

第17条 総会は、次のように行われます。

1. 定例総会は、原則として年1回、年度初めに開きます。決算、予算の審議、業務計画の承認、規約改正などを行います。
2. 臨時総会は、役員が必要と認めた時に開きます。
3. 総会は、会員の5分の2以上の出席（委任状を認める）で成立し、議事は出席者の過半数で決めます。
会長・会計・会計監査を除く役員が議事録に記録します。
4. 総会は、書面での実施も認められます。eメッセージなどの連絡ツールを用いて決議を取ります。
総会成立の条件は、本条に準じます。

第8章 候補者の承認

第18条 選考活動で推薦された役員、および会計監査委員の候補者の承認は、年度の臨時総会にて承認されるものとします。総会員数5分の2以上の出席（委任状を認める）をもって成立とし、過半数で決定されるものとします。

第9章 運営機関および活動

第19条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の機関・制度を置きます。

1. 本部
2. 旗振り委員
3. スタッフ制
4. サークル部会
5. 臨時委員会

第20条 各機関はそれぞれ次の活動を行います。

1. 役員は、旗振り委員・スタッフ・サークル部会の活動を総括し、PTA委員会の決定に基づいて業務を執行します。また、地域の諸団体との連携をはかりながら、児童の校外指導・安全対策・環境の改善に努めます。
 - 1) 全会員から委任された事務の処理を行います。
 - 2) 後期に役員内にて、次年度役員・会計監査委員の候補者の募集、選出をします。
 - 3) 役員候補が決まったら、書面総会にてPTA会員に承認をはかります。
3. スタッフ制は、各会員が様々な形で活動に参加できるようにしたものです。
必要に応じて各会員がスタッフとなり、企画立案・活動します。
4. サークル部会は、学年・学級の枠を超えて、相互の親睦をはかり、PTA活動の理解と助成をその目的として活動するサークル間の調整をはかります。
5. 臨時委員会は、特別の事柄について必要があるときに、設けることができます。
但し、その任務が終わった時は解散します。

第10章細則・規定・会則

第21条 この会の運営に必要な細則・規定・会則を次により定めます。

1. 細則・規定・会則は役員会を経て定めます。
但し、細則・規定・会則はこの規約に反すること
は許されません。
2. 細則・規定・会則を作り、また改める場合は、役員会において出席役員および委員の
3分の2以上の賛成を必要とします。
3. 役員会は、細則・規定・会則を作り、また改めた場合には、
その結果を次期総会に報告する必要があります。

第1項

細則

1. サークル部会正副部会長の選出は、サークル部会会則第3項に定めます。
2. 各委員（臨時委員会を除く）の任期は1年とし、再任できます。

第2項

弔慰規定

1. 会員および児童の弔事に関しては本部会で決定し、1件につき5000円とします。
2. その他特別の場合に応じてそのつど本部会で決定します。

第3項

サークル部会 会則

1. 会員は、学級および学年の枠を超えて相互の親睦をはかり、PTA活動の理解と助成をその目的として
サークル活動を行うことができます。
2. 各サークルは、自由参加による文化・体育活動を行う会員により構成されます。
3. PTA規約第19条により、サークル部会を置きます。
サークル部会は各サークルの代表者によって構成されます。
4. サークルの設立・廃止はサークル部会にて協議し、役員に報告後、総会の承認を得ます。
5. 各サークルは、全会員に向けて会員募集をし、原則として随時入会可能とします。
6. 各サークルの代表者は、必要に応じてサークル部会を開会し、年間計画・予算・決算・活動内容を協議
し役員に報告するものとします。
7. サークル運営費は、PTAからの補助金・サークル会員会費（個人負担）・その他をもって充てます。

第4項

報酬規定

1. 役員を務めた当該年度のみ、会費の支払いを免除とする。
2. 子女が6年生時に役員を務めたものは、自身の子女の卒業式において座席選択を優先的に決める
ことができる。
3. 報酬規定1項は、26年度より適用とする。2項は、25年度より適用とする。

第11章 改正

第22条 この規約の改正は、総会で出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。但し、改正案は総会の1週間前
までに全会員に知らせておく必要があります。

付記 この規約は1968年（昭和43年） 4月 1日 実施

| | | |
|--------------|---------|-----|
| 1972年（昭和47年） | 2月 26日 | 改 正 |
| 1978年（昭和53年） | 3月 11日 | 改 正 |
| 1982年（昭和57年） | 2月 27日 | 改 正 |
| 1986年（昭和61年） | 3月 7日 | 改 正 |
| 1990年（平成2年） | 5月 26日 | 改 正 |
| 1994年（平成6年） | 3月 5日 | 改 正 |
| 1996年（平成8年） | 10月 28日 | 改 正 |
| 1998年（平成10年） | 3月 7日 | 改 正 |
| 2000年（平成12年） | 10月 20日 | 改 正 |
| 2001年（平成13年） | 2月 8日 | 改 正 |
| 2007年（平成19年） | 2月 5日 | 改 正 |
| 2009年（平成21年） | 4月 1日 | 改 正 |
| 2014年（平成26年） | 4月 5日 | 改 正 |
| 2015年（平成27年） | 3月 5日 | 改 正 |
| 2016年（平成28年） | 3月 4日 | 改 正 |

2019年（平成31年） 2月 1日 改正

2020年（令和2年） 3月 1日 改正

2026年（令和8年） 1月 8日 改正